

## 出席停止の基準

- 1 園児児童生徒が感染した場合  
※ 出席停止の期間は「療養期間が終了するまで」とする
- 2 園児児童生徒が濃厚接触者に特定された場合  
※ 出席停止の期間は「待機期間が終了するまで」とする
- 3 園児児童生徒が検査（PCR・抗原等）を受診する場合  
※ 出席停止の期間は「陰性であることが確認されるまで」とする
- 4 園児児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合（ワクチン接種後を含む）  
※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とする  
※ かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は許可」の診断を受けた場合は、登校可とする
- 5 園児児童生徒が兵庫県の自主療養登録センターに登録した場合  
※ 出席停止の期間は「自主療養期間が終了するまで」とする
- 6 同居者が兵庫県の自主療養登録センターに登録した場合  
※ 出席停止の期間は「濃厚接触者と同様の待機期間が終了するまで」とする

※ 試験当日など、進路に関わる場合等については児童生徒に不利益とならないよう保健所の助言に基づき、市教委と協議の上で個別に決定し対応する

※ 療養期間、待機期間及び自主療養期間は兵庫県の基準によるものとする

※ 本基準は令和4年8月26日（金）から適用する。但し、感染状況によっては見直しを図る

### 参考事項

〔児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い〕

- (1) 児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱い

例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能とする

- (2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とする。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合は、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長の判断で欠席としないなど柔軟な取扱いも可とする